



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年11月30日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	中村 美紀子	内線3069 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

令和5年9月分 毎月勤労統計調査結果

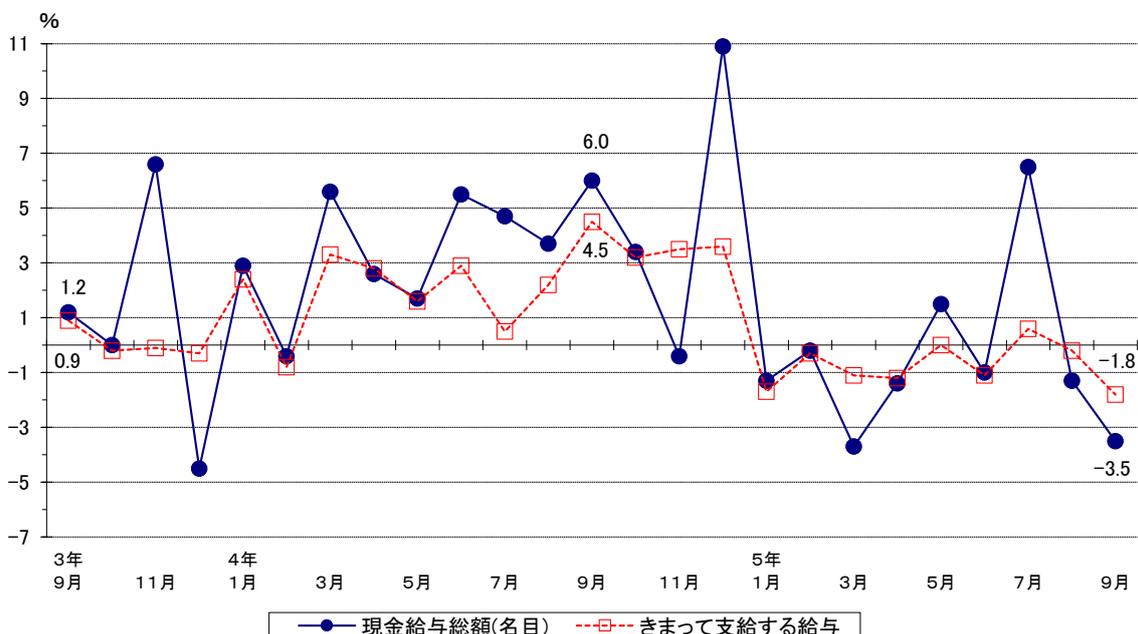
賃金

- ・9月のきまって支給する給与は、規模5人以上で244,190円、前年同月比1.3%減で、6ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では268,409円、前年同月比1.8%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で250,547円、前年同月比2.0%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では276,369円、前年同月比3.5%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				特別に支払われた給与			
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月差	
【事業所規模5人以上】												
調査産業計	250 547	88.5	△1.4	△2.0	244 190	△0.4	△1.3	227 241	△1.5	16 949	6 357	△ 1 864
建設業	366 405	101.3	△4.3	10.5	352 241	0.6	8.1	317 817	4.7	34 424	14 164	8 293
製造業	295 005	93.3	2.4	4.4	282 818	3.4	2.2	258 718	3.5	24 100	12 187	6 194
卸売業、小売業	222 650	100.1	△5.0	△5.7	213 523	△8.7	△3.9	203 765	△5.5	9 758	9 127	△ 4 813
医療、福祉	241 955	85.7	△1.6	△5.1	239 954	△0.8	△5.6	226 649	△5.8	13 305	2 001	1 232
【事業所規模30人以上】												
調査産業計	276 369	85.9	0.4	△3.5	268 409	0.3	△1.8	248 495	△1.2	19 914	7 960	△ 4 888
建設業	408 225	95.6	△0.6	8.3	398 167	△1.0	6.9	366 440	4.7	31 727	10 058	5 587
製造業	317 149	93.8	1.7	3.0	304 484	2.0	1.5	275 385	3.0	29 099	12 665	4 899
卸売業、小売業	229 505	94.5	2.7	△10.3	207 146	△7.1	△10.0	201 653	△9.1	5 493	22 359	△ 3 500
医療、福祉	294 039	88.4	△2.0	△4.1	293 906	△1.3	△3.9	274 566	△3.6	19 340	133	△ 626

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



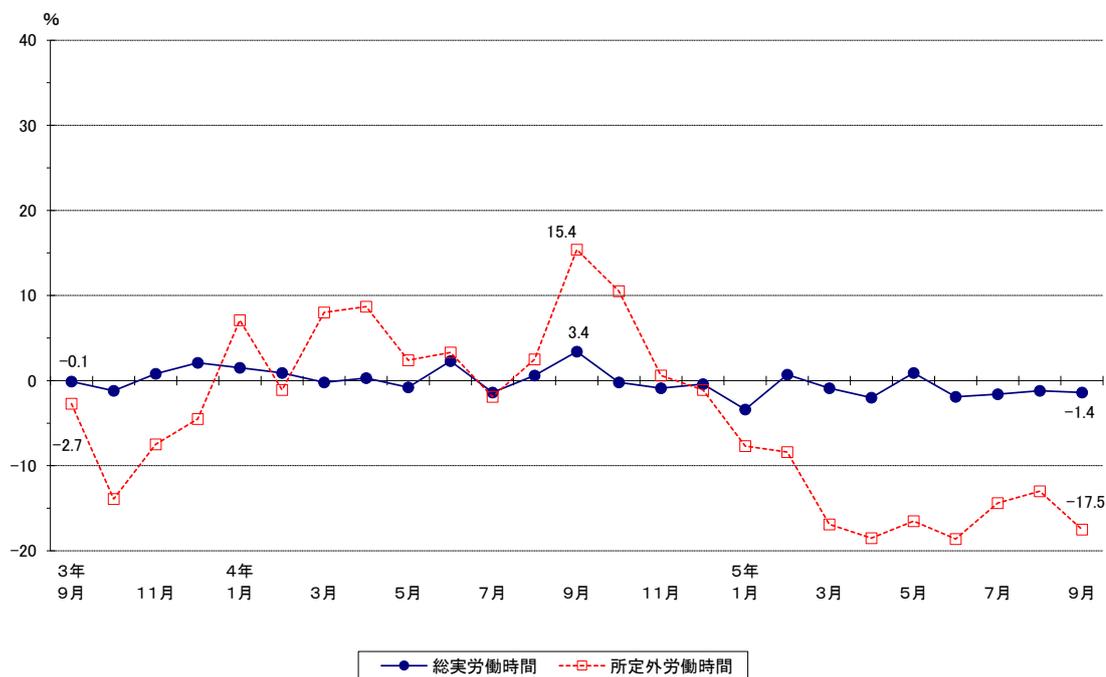
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で138.0時間、前年同月比1.4%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では145.4時間、前年同月比1.4%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で9.4時間、前年同月比5.1%減で、7ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では10.4時間、前年同月比17.5%減で、10ヶ月連続で前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出勤日数		
					所定外労働時間					
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】										
調査産業計	時間 138.0	指数 101.2	% 7.4	% △1.4	時間 9.4	% 9.3	% △5.1	日 18.1	日 1.3	日 △0.1
建設業	184.4	115.2	11.1	10.7	18.1	11.7	63.1	22.2	2.3	1.9
製造業	163.5	105.8	15.4	1.2	13.4	12.6	△11.2	19.7	2.7	0.3
卸売業、小売業	123.1	97.2	1.1	△5.4	4.6	△14.8	4.6	17.5	0.7	△0.5
医療、福祉	127.6	98.2	0.1	△1.1	4.7	△6.0	6.8	17.8	0.3	△0.1
【事業所規模30人以上】										
調査産業計	145.4	102.2	7.7	△1.4	10.4	11.7	△17.5	18.3	1.3	△0.1
建設業	166.7	105.0	3.1	1.9	16.0	18.6	8.2	19.5	0.5	0.3
製造業	165.3	106.0	14.2	△1.9	14.7	11.3	△17.4	19.4	2.5	△0.2
卸売業、小売業	129.8	102.5	4.9	△2.9	2.9	△3.3	△39.6	18.3	1.2	0.2
医療、福祉	139.3	100.7	△2.7	2.1	5.8	△4.9	0.0	18.3	△0.6	0.1

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で684,903人、前年同月比1.6%増で、9ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・また、規模30人以上では366,756人、前年同月比0.7%減で、9ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で27.0%となり、前年同月差1.7ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	684 903	100.6	0.3	1.6	35.5	2.7	1.84	1.43
建 設 業	38 976	99.7	0.8	△ 0.6	4.8	△ 4.7	1.15	0.38
製 造 業	178 218	100.2	0.5	2.0	16.0	△ 0.2	1.03	0.88
卸 売 業、小 売 業	125 971	103.8	0.7	2.4	52.7	7.8	1.93	1.29
医 療、福 祉	108 483	102.4	0.3	0.5	40.2	2.7	1.23	0.96
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	366 756	100.1	△ 0.3	△ 0.7	27.0	1.7	1.36	1.55
建 設 業	11 078	105.6	0.6	1.7	5.7	△ 2.2	0.87	0.24
製 造 業	126 264	98.9	0.4	0.3	9.9	0.6	0.70	0.84
卸 売 業、小 売 業	50 128	110.5	0.0	△ 0.2	52.2	9.1	0.79	0.80
医 療、福 祉	55 696	97.6	0.1	△ 1.4	28.8	3.5	1.18	1.09

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

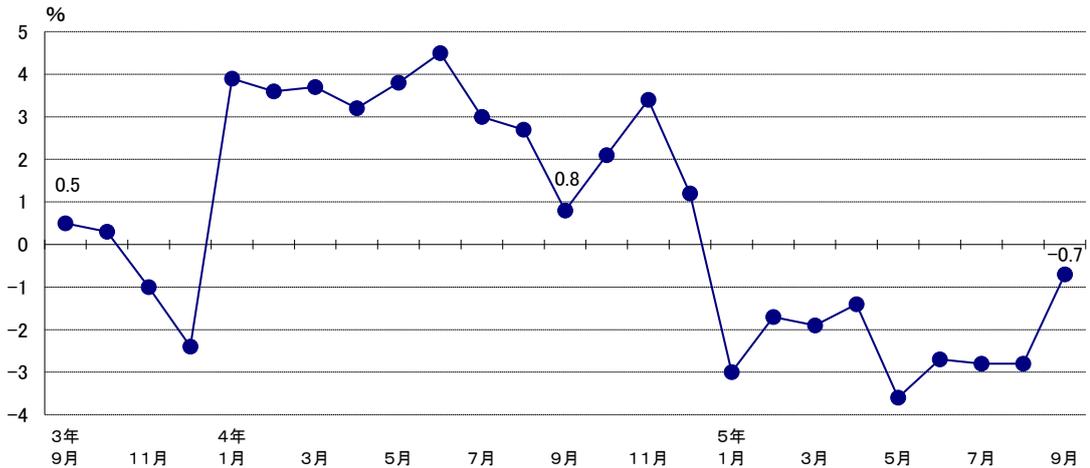
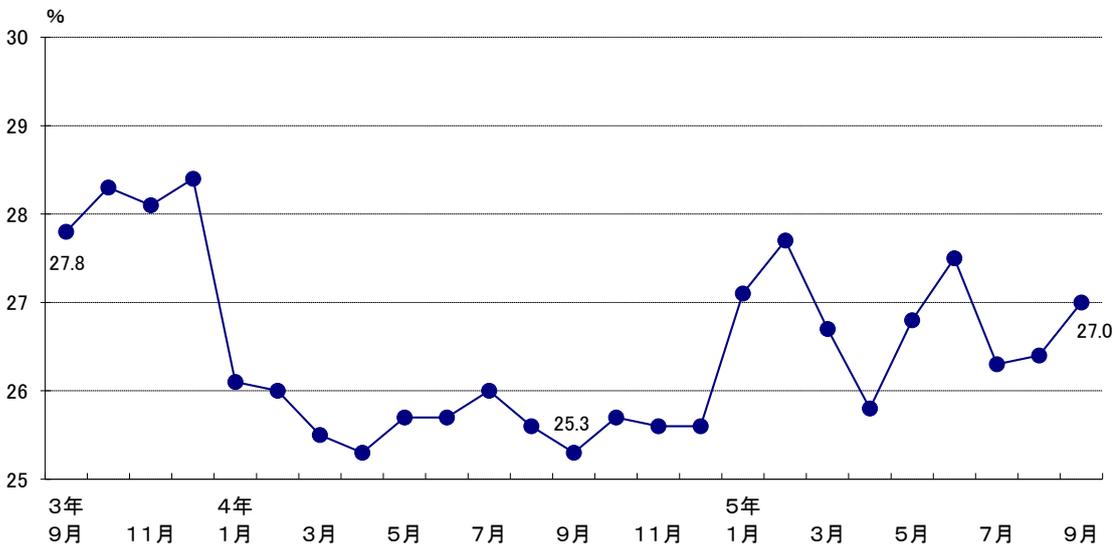


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は令和2年平均を100とする令和2年基準を使用。これに伴い、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。
- 2 令和3年12月分までの増減率は平成27年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、令和2年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、令和4年1月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、令和2年（2020年）である。
- 7 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>